

## 国立大学法人鳴門教育大学情報化統括責任者等に関する規則

平成26年 3月13日

規則第 3 号

改正 令和 4年 3月 9日規則第20号

令和 5年 2月 20日規則第 3号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策（平成17年各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における情報化統括責任者（以下「CIO」という。）の設置その他必要な事項を定めることを目的とする。

(情報化統括責任者)

第2条 本学にCIOを置き、理事（研究・入試・学生支援担当）をもって充てる。

2 CIOは、本学の教育、研究、運営等の活動における情報化に係る業務全般を統括する。

(情報化統括責任者補佐)

第3条 本学に情報化統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）を置き、情報基盤センター所長をもって充てる。

2 CIO補佐は、CIOを補佐するとともに、本学における業務・システムに係る監査、最適化計画の策定及び情報システムの調達等の監査・支援業務を行う。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、CIO及びCIO補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。